

令和3年度 国立大学法人総合研究大学院大学 年度計画

令和3年3月31日
文部科学大臣届出

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

(前文)

総合研究大学院大学（以下「本学」という。）は、機構等法人（大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構をいう。以下同じ。）が各地に設置する大学の共同利用の研究所その他の機関（以下「基盤機関」という。）との緊密な関係及び協力の下に、機構等法人と締結した関係協力に関する協定により教育研究を実施する。

- ・ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、国立大学法人総合研究大学院大学の中期計画に基づき、令和3年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

総合研究大学院大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人法第4条及び別表第1備考第2の規定により機構等法人（大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構をいう。以下同じ。）が各地に設置する大学の共同利用の研究所その他の機関（以下「基盤機関」という。）との緊密な関係及び協力の下に、以下の年度計画に基づき業務を行う。

なお、本学は、機構等法人と締結した関係協力に関する協定により大学院教育を実施する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

高度の専門性及び広い視野を備えた研究者を育成するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 【1】① 基盤機関の設備、資料及び人材等の特性を教育に活かすため、基盤機関での共同研究等に学生が参加する仕組みを構築し実施する。
- 【2】② 各専攻の専門領域の特性に応じて、コースワークの適切な位置付け等の教育課程の体系的整備や、学位取得に至るまでのロードマップの整備を、特に5年一貫博士課程において実施し、明示する。
- 【3】③ 新たな学問分野の開拓に挑む人材育成を行うため、研究科や専攻の枠を越えた分野横断教育プログラムを整備し、全学の教育体系内に位置づけ、プログラムにおいて所定の単位を修めた学生には、修了証（ディプロマ）を授与する。このため、平

成 28 年度から準備を行い、平成 30 年度までに同プログラムを整備する。

- 【4】④ 高度の専門性をより深く習得させるため、又は異なる分野の知識や技術を必要に応じ習得させるため、他専攻、国内外の他大学・機関及び民間機関に属する教員・研究者からの指導を集中的に受けることができるインターンシップの仕組みを平成 28 年度に準備、平成 29 年度に試行実施の上、全学的に制度化し、期末において 30%程度の学生が参加するようにする。
- 【5】⑤ 学生の多様な学習ニーズに対応するため、分野横断教育プログラムとインターンシップ制度を活用し、専攻の指導教員と密に連携しながら、個々の学生に必要な指導を柔軟に受けることができるカスタムメイド教育の体制整備を行う。
- 【6】⑥ 研究者倫理など研究者を目指す学生が身につけるべき知識・視点を提供する総合教養教育を、新入生が受講するフレッシュマンコースのプログラムなどとして全学横断的に実施する。
- 【7】⑦ 研究科を主体として、専攻を跨いで学術交流を行うプログラムを実施し、当該研究科の専門基礎教育として位置づける。さらに、他研究科・他大学の学生の参加により同プログラムを通して、広い視野を身につけさせる。
- 【8】⑧ 自立した研究者として、自らの研究の学問的及び社会的位置付けを俯瞰するための総合教育プログラムを平成 28 年度に検討、平成 29 年度試行実施の上構築し、全学的に実施する。
- 【9】⑨ 先導科学研究科の教育研究の蓄積を活かして、研究者に倫理が求められる背景である、研究活動の性質や社会との関連の歴史を含め、広く「科学と社会」教育を、全学横断的に整備する。
- 【10】⑩ 学生の研究企画能力、研究グループ統率力、リーダーシップ、コミュニケーション能力を養成するため、総合教養教育や専門基礎教育などにおいて、学生が自ら企画・運営する事業を実施する。
- 【11】⑪ 国際的通用性を兼ね備えた研究者を育成するため、基盤機関の持つ国際的研究センターとしての環境を活用した、学生の国際共同研究参加や海外派遣など国際性養成プログラムの実施を支援する。

- ・ 高度の専門性及び広い視野を備えた研究者人材の育成に向けて構築・実施してきた「カスタムメイド高度専門教育」について、令和 3 年度においても、教育システムを構成する個々の取組として中期計画【1】～【11】に掲げた措置①～⑪に関して継続的な実施及び必要な改善を施し、第 4 期中期目標期間に向けた教育改革の設計を図る。

- ① 機構等法人と協力のうえ、学生の処遇向上及びキャリアパスを一体的に支援する大学フェロシップ事業を通じて、基盤機関におけるキャリアパスを確保するとともに、基盤機関におけるセミナーや研究発表会に学生を参加させるなど、キャリアパス支援のための取組を実施する。
- ② これまでの分野に特化した研究者人材の育成に加えて、複数の分野が関連する

複合領域の研究者人材の育成を目指し、第4期中期目標期間に向けた教育組織の再編及び新たなカリキュラムモデルを設計する。

- ③ 令和元年度に開設した「脳科学専攻間融合コース群」「統合生命科学教育コース群」及び令和2年度に開設したコース群「物理科学研究科・高エネルギー加速器科学研究科共通授業科目」を令和3年度においても継続的に実施する。

また、これまで特別教育プログラムとして実施してきた「物理科学コース別教育プログラム」「学術資料マネジメント教育プログラム」について、第4期中期目標期間に向けた教育組織再編に伴うカリキュラム編成の検討を踏まえ、見直しを行う。

- ④ 「SOKENDAI 研究派遣プログラム」の事業予算と実施体制を維持し、学生の健康と安全の確保を最優先することを前提に、派遣先の感染症危険情報のレベルに配慮しながら、引き続き実施する。(中期計画【11】に係る措置⑩と併合して実施)

- ⑤ 学生の多様な学習ニーズに対応するために、これまで整備してきたカスタムメイド教育の体制を維持しつつ、第4期中期目標期間に向けた教育組織の再編に合わせ、教育の内容及び体制について見直しを行う。(中期計画【2】に係る措置②と関連して実施)

- ⑥ 全学共通の総合教育科目「フレッシュマンコース」「科学・技術と社会」を新型コロナウイルス感染症への対応として、オンラインにより継続実施する。(中期計画【6】【8】【9】に係る措置⑥、⑧、⑨を併合して実施)

- ⑦ 専攻を跨いで学術交流を行うプログラムとして、各研究科において、オンライン実施も勘案しつつ、以下の「研究科合同セミナー」等を継続実施する。

○総研大文化フォーラム（文化科学研究科）

○物理科学学生セミナー（物理科学研究科）

○複合科学クロストーク（複合科学研究科）

○生命科学リトリート（生命科学・先導科学研究科）

○高エネルギー加速器科学セミナー（高エネルギー加速器科学研究科）

- ⑧ 全学共通の総合教育科目「フレッシュマンコース」「科学・技術と社会」を新型コロナウイルス感染症への対応として、オンラインにより継続実施する。(中期計画【6】【8】【9】に係る措置⑥、⑧、⑨を併合して実施)

- ⑨ 全学共通の総合教育科目「フレッシュマンコース」「科学・技術と社会」を新型コロナウイルス感染症への対応として、オンラインにより継続実施する。(中期計画【6】【8】【9】に係る措置⑥、⑧、⑨を併合して実施)

- ⑩ 中期計画【7】に係る措置⑦と併合して、研究セミナーの企画・運営に学生が参加する取組として、オンライン実施も勘案しつつ「研究科合同セミナー」を実施する。

- ⑪ 「SOKENDAI 研究派遣プログラム」の事業予算と実施体制を維持し、学生の健康

と安全の確保を最優先することを前提に、派遣先の感染症危険情報のレベルに配慮しながら、引き続き実施する。(中期計画【4】に係る措置④と併合して実施)

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【12】全学的な教育事業の企画・運営に関する機能を強化するため、「教育開発センター」(平成 29 年度に設置)を全学教育の実施・支援組織として位置づけるとともに、全ての専攻が教育事業の企画、検討及び実施に参画する体制を構築するため、全学の教育関連委員会組織を再編・整備する。

・【12】本計画に係る措置は平成 30 年度に実施済みであり、本年度に追記すべき計画事項はない。

【83】本学と関係する機構等法人及び基盤機関における組織整備やセンター設置等と連動して、将来必要とされる研究者人材の育成や学術の動向に即した教育体制を整備し、適切に担当教員を配置する。

・【83】本計画に係る措置は令和元年度に実施済みであり、本年度に追記すべき計画事項はない。

【13】教員の採用等に際しては、女性、若手、外国人等の多様性に配慮するとともに、公募制等による流動性を確保し、テニユア・トラック制を整備する。

・【13】教員の採用に際して、引き続き女性、若手、外国人等の多様性に配慮した人事公募を行う。(【50】に再掲)

【14】研究科・専攻の枠にとらわれない個々の学生の学位研究に即した教育を実施するために、ウェブシラバスや教育研究情報データベースの整備による教育・研究の可視化(大学 Web からの閲覧性の向上を含む)、ICT(情報通信技術)を活用した教育を実施するとともに、履修の指針や授業科目の見直しを行う。

・【14】令和 2 年度まで運用していたウェブシラバスシステムに代わり、学務システムにシラバス編集・閲覧機能を組み込むなど、履修・成績・学生アンケート等を一元的に管理する学務システムの機能拡張を行い、学生・教員のさらなる利便性向上を図る。(【55-2】に再掲)

【15】研究成果の国際学会での発表、質疑応答、討論を行う能力の向上を目指して、各専攻の専門領域の特性に応じて必要とされる英語教育を行う。特に、論文執筆に必要な英作文能力の向上を主眼とした英語教育を実施する。

・【15】アカデミック・コミュニケーション教育に係る現行の実施体制及び関連する教育事業経費を維持し、各専攻分野のニーズに即した英語教育を継続実施する。

【84】教育開発センター(平成 29 年度に設置)を中心として、全学の教育の実態や学修成果を把握する教学 IR の機能を強化し、教育活動を点検・改善する体制を整備する。

・【84】前年度に引き続き、整備した内部質保証体制によって、教育課程の自己点検及び教育活動のモニタリングを行う。教育開発センターは、研究科・専攻が実施する自己

点検・モニタリングを支援する。

【16】学生の授業評価等により学生の意見を把握して、FD（ファカルティ・ディベロップメント）に反映させる。

- ・【16】前項【84】に掲げた教育課程の自己点検の結果に基づき、全学的に、あるいは研究科・専攻でFDを実施する。

【17】大学機関別認証評価や国立大学法人評価を活用し、本学に相応しい教育研究を検討する体制を整備し改善策を講じるとともに、全学や専攻毎に行われるFDに反映させる。

- ・【17】これまでの自己点検や大学機関別認証評価及び国立大学法人評価（第3期中期目標期間4年目終了時評価）の結果を踏まえ、第4期中期目標期間に向けた教育研究体制の改善を図る。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【18】学生の学修支援、メンタルヘルス及びハラスメントへの速やかな対応を図るため、学生相談窓口を複数の経路により設置するとともに、窓口情報の全学的な集約と共有化により活用を促進する。

- ・【18】全学学生支援委員会等において学生支援に関する情報の集約・共有を行い、支援体制及び支援内容に関して必要な改善を図る。

【19】基盤機関と協力して、リサーチ・アシスタントの確保、留学生のための宿舍の確保をするとともに、特に優れた学生に対する顕彰等を実施する。

- ・【19】平成30年度に設置したSOKENDAI賞の授与により特に優れた学生に対する顕彰を引き続き実施するとともに、全学学生支援委員会を通して、基盤機関と協力し、リサーチアシスタントの確保等、学生への経済的支援等の施策を実施する。

【20】基盤機関と協力して、学生への奨学金を支給する制度を専攻単位で設けることを促進する。

- ・【20】本計画は、学生の経済的支援として前項【19】と併合して実施する。

【21】学生就職支援及び修了生のキャリアパス支援のために、修了生、在学生、教員との交流を促進する学術交流ネットワークを整備する。

- ・【21】修了生の情報収集を強化するとともに修了生を主体としたオンラインコンテンツを開発する。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、可能な範囲で「修了生アンバサダー制度」による海外での交流を実施する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【22】学問分野の変遷、入学志願者層の変化、育成すべき人材像の変化に対応して、大学全体のアドミッションポリシーの検討及び見直しを行う。

- ・【22】本計画に係る措置は平成29年度に実施済みであるが、第4期中期目標期間に向けた

教育組織再編の検討や学生の受入れ状況を踏まえ、必要に応じ、アドミッションポリシーの見直しを行う。

【23】大学及び基盤機関の教育・研究現場における体験入学受入の制度化を進めるとともに、大学及び基盤機関の国際的ネットワークを活かした大学院説明会を始めとする入学生募集活動を実施する。

・【23】「新入生確保のための広報的事業」に事業予算を適切に確保した上で、コロナ感染症の拡大状況を踏まえ、継続して入学生募集活動を実施する。

【24】社会人・留学生を含む多様な入学志願者の入学機会を保証するため、渡日前現地入試など入学者選抜や、筆記試験、面接等多様な手段を用いた入学者選抜を実施する。

・【24】令和2年度に暫定的に実施したオンラインによる入学者選抜について、実施状況等の点検を行い、入試出願書類の電子化や恒常的なオンライン入試の実施等、多様な手段を用いた入学者選抜の実施を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【25】大学共同利用機関等を基盤とする研究科・専攻においては、基盤機関での各研究分野をリードする先端的研究及び国際共同研究の積極的な展開を通して、また、先端科学研究科においては、「生命共生体進化学」と「科学と社会」の先端的研究及び国際共同研究の積極的な展開を通して、期初に比べ期末において国際共編著率・相対被引用インパクトを高める。

・【25】先端科学研究科における国際共著論文率の向上を図るため、引き続き、研究推進事業「先端科学共働プログラム」の一環として国際共同研究を強化する（【25】【26】は併合して実施）。

【26】機構等法人による異分野融合・新分野創成に向けた取組と相補的かつ総研大独自の新分野開拓の取組として、先端科学研究科を基軸とした「先端科学共働プログラム」を実施する。同プログラムでは、国際シンポジウムの開催、国内外の共同研究・共同利用の実施と促進、研究者・学生の海外派遣・招聘など、異分野連繋及び新分野開拓に係る各種事業を平成30年度から開始する。

・【26】先端科学研究科を基軸とした研究事業「先端科学共働プログラム」を実施する（【25】【26】は併合して実施）。

【28】大学共同利用機関等における学生の日常的な研究の参画に加え、大学共同利用機関等が国内外の他機関で実施する共同研究及び全学的に実施する共同研究に教員及び学生を参加させる。また、学生の研究活動や共同研究参加等の実態を把握し、研究水準の維持・向上に資する全学施策に反映させるために、機構等法人と連携し、研究IR機能を強化する。

- ・【28】本計画は、中期計画【1】に係る措置①と併合して実施する。また、教育開発センターにおいて、学位論文の作成に係る学生の研究活動状況のモニタリングを継続実施する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【29】先導科学研究科において、研究機能の学内外共同利用化のため、共同研究プロジェクトの戦略的实施及び支援などのコーディネーション機能強化に必要な組織体制を構築する。具体的には、平成30年度から開始する「先導科学共働プログラム」の実施体制として、新分野を志向した共同研究をコーディネートする運営組織を設置し、共同研究を促進するための先導科学研究科共同利用の体制を整備する。

- ・【29】「先導科学共働プログラム」の運営体制を平成30年度に整備したため、本年度に追記すべき計画事項はない。

【30】学術情報の効率的蓄積・利用ならびに発信を行うため、学術情報基盤センター・本部図書館等の機能と組織を整理・見直すとともに、平成30年度からICT基盤の整備・強化を開始することによって、機能の向上と効率化を図る。

- ・【30】情報システムの機能の向上と効率化を図るため、ICT基盤整備のマスタープランに基づき、情報システムの改善・更新を実施する。
また、利便性の高いクラウド型サービスを導入し、現行システムとの連携を行うなど機能の向上と効率化を図る（【55-1】に再掲）。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【31】全学的な広報体制を整備し、一般市民、若年者を対象に、教育研究の成果に関するコミュニケーションを行う活動等、多様な媒体を用いた広報活動を基盤機関と連携して実施する。

- ・【31】基盤機関と連携し、プレスリリース、セミナー、シンポジウム等の多様な広報活動を実施する。

【32】全国各地に点在するキャンパスにおいて、地域社会や学校教育と連携したアウトリーチ活動を行い、教育研究成果の情報発信や社会還元を行う。

- ・【32】自治体・教育委員会・学校等と連携し、学校教育や地域課題等のニーズを踏まえた社会連携事業やセミナー等を実施する。また、神奈川県立横須賀高校SSH事業への連携協力等、本学本部が拠点とする地域との連携を拡充する。

【33】学生や教員の知的財産を活用し社会への還元を促進するため、教育研究情報データベースの構築や支援体制を総研大学術ネットワークを活用し平成32年度までに整備する。

- ・【33】統合データベースの情報源の拡充（研究情報を充実化）とともに、多角的なIR分析が行えるよう、多様なレポート出力の仕組みを整備し、恒常的な教育研究の評価・

分析を支援する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【34】基盤機関及び機構等法人と連携して、国際シンポジウム、国際共同セミナー、国際共同研究を実施する。

- ・【34】本計画は、「2(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置」の計画【25】と併合して実施する。

【35】海外研究者・学生招聘プログラム、海外インターンシップ等による学生派遣の実施を通して、教育研究資源の国際的流動化を図る。

- ・【35】本計画は、「1(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置」の計画【4】と併合して実施する。

【36】海外の大学との間のダブル・ディグリー制度を視野に入れた国際的な共同教育プログラムを構築するため、単位互換、海外インターンシップの実施の組織化・制度化、クロスアポイントメント制度の整備を行う。

- ・【36】国際共同学位プログラムの実施を前提として、海外大学との学術交流協定の締結を拡充する。

海外の大学に倣い、令和2年度中に策定した国際共同学位プログラム実施のための詳細なガイドライン及び実施に係る協定書の雛形を公開することで、新規の海外大学とのプログラムをより迅速に開始できる態勢を整える。

【37】教職員、学生の相互交流を通して、新たな教育研究領域の創出を図るため、韓国の科学技術連合大学院大学、ベトナム科学院傘下の大学院大学など研究所を基盤とする大学院大学と連携する。

- ・【37】本計画については、令和3年度における関連事業の実施計画はない。

【38】海外の大学と連携した体験入学等の制度化、修了生等との学術交流ネットワークの活用を通して、留学生の確保を進めるとともに、英語による講義・指導等の国際的教育環境の創出をはかり、留学生の比率を30%以上にする。

- ・【38】本計画は、外国人留学生獲得の観点から、「1(4)入学者選抜に関する目標を達成するための措置」の計画【23】に掲げた「新入生確保のための広報的事業」と併合して実施する。

【39】基盤機関と連携して、英語教育のカリキュラム化を全学的に実施するとともに、外国人留学生の日本語教育の支援を行う。

- ・【39】アカデミック・コミュニケーション教育に係る現行の実施体制及び関連する教育事業経費を維持し、各専攻分野のニーズに即した英語教育を継続実施する(【15】と併合して実施)。また、全学教育事業として、外国人留学生を対象として専攻ごとに実施する日本語教育の取組を支援する。

【40】国際連携事業を強化し、教育研究の国際化を進めるため、大学の国際連携に精通した外国人有識者を経営協議会委員に登用する、海外研究協力拠点の人材を学長アドバイザーに置く等の措置を平成30年度に講じる。

・【40】平成30年度に経営協議会委員として外国人有識者1名に登用済みである。

【41】欧米諸国の学位取得前後の若手研究者が全国の大学や研究所で一定期間研究に携わり、日本の若手研究者と研究交流を行う JSPS（日本学術振興会）サマープログラムの受け入れを引き続き実施するとともに、留学生の確保と国際性を高める教育のため、本学の教員及び学生が本プログラムに参加する。

・【41】JSPS サマープログラムを日本学術振興会と本学で共催し、本学教員及び学生が参加する交流プログラムを実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【42】大学のビジョンに基づき、学長の補佐機能、全学事業コーディネートなど、全学的な観点からの人員配置を行うとともに、学長裁量経費を国からの配分額以上確保し、学長のリーダーシップによる資源再配分と各種全学事業支援を行う。

・【42-1】令和2年度に設置した「SOKENDAI 将来構想タスクフォース」のメンバーとして、各基盤機関の教員を学長特任補佐として継続的に、採用し、第4期中期目標期間に向けた教育研究体制の改善・改革の推進を図る。

・【42-2】学長裁量経費を十分に確保し、学長のリーダーシップによる戦略的・重点的事業等（第4期中期目標期間に向けた改革活動）に配分する。

【43】学外者の意見を法人運営に適切に反映させるため、学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した取組事例を公表するとともに、議事の精選等により経営協議会の運営上必要な工夫を行う。

・【43】経営協議会の学外委員の意見を適切に反映するために、議事の精選や事前の情報提供等の充実など、効果的な審議が為されるための運営上の工夫を行う。

【44】機構等法人及び基盤機関との密接な関係を図るため、学長と各機構等法人の長等との意見交換を定期的実施する。

・【44】機構長・学長会議への学長の参加等を通して機構等法人との密接な関係を図り、第4期中期目標期間における機構等法人と本学による「連合体」の設立に向け、設立準備委員会及びワーキンググループでの検討を進め、組織・制度・連携事業等について検討する。

【45】全学教育研究事業を機構等法人との関係の上で推進するために、機構等法人の教育担当理事等からなるアドバイザーボードを平成28年度に設置する。

・【45】機構長・学長会議やその下に設置された各委員会等において、アドバイザーボードの機能を引き継ぎ、継続的に各機構等法人と意見交換及び情報の共有を行い、連

係をはかる。

【46】学長の戦略・方策の検討を支える、機関情報の集約などの教育研究支援活動を、大学共同利用機関法人等と関係を協議しつつ実施する。

- ・【46】教育開発センターを中心として、機構等法人と連携して IR 活動を実施するとともに、統合データベースとの連携を進める。

【47】国立大学法人法等で規定されている内部統制システムを運用する。

- ・【47】内部統制推進規則に基づき、各部局における内部統制推進の実施状況を確認・点検し、必要に応じて改善策の検討を行う。

【48】内部監査について、内部統制システム及び監事監査と連携し、計画的かつ重点的に実施するとともに、内部監査結果を業務運営の改善に活かす。

- ・【48】年度毎の定期的な実施事項として、内部監査計画に基づき、6～12月の時期を中心に内部監査を実施する。その実施結果について、学長に報告の上、1月以降の役員会において、確認し、必要に応じて業務運営の改善に反映させる。

【49】監事監査について、内部監査組織等と連携するとともに、広範にわたる監査範囲を効率的に行うため、計画的かつ重点的な監査を行う。

- ・【49】監事監査計画を策定し、当該計画に基づいて監事監査を実施する。必要に応じて業務運営の改善に反映させる。

【50】国内外の優れた人材を確保するため、教員選考は、原則公募により教員選考委員会等で行うとともに、大学本部における一部の承継教員について、年俸制とテニユア・トラック制を組み合わせた人事制度の導入を進める。

- ・【50】教員の採用に際して、引き続き女性、若手、外国人等の多様性に配慮した人事公募を行う。（【13】の再掲）

【51】事務職員について、語学力の向上を中心とした研修、スタッフ・ディベロップメントを実施するとともに、他大学等との人事交流等事務職員のキャリアパスに配慮した人事異動等を実施する。

- ・【51】英語研修等の事務職員のスタッフ・ディベロップメント(SD)を計画的に実施するとともに、適切な配置転換に基づく OJT(現任訓練)や他機関との人事交流を促進する。

【52】男女共同参画推進基本計画を整備し、女性管理職の割合を 15%程度までに増加させる。

- ・【52】男女共同参画のさらなる推進のため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍に関する情報公表を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【53】新たな学問分野等に対応する教育プログラムの在り方の検討を踏まえて、各研究科及び専攻の組織の在り方について、再編・統合を含めた必要な見直しを平成 29 年度にプロジェクト・チームを立ち上げて、第 3 期末までに行う。

- ・【53】令和2年度に設置した「総研大将来構想タスクフォース」を中心に、第4期中期目標期間に向けた教育研究組織及び教育課程の再編を設計する。(中期計画【2】に係る措置②と関連して実施))

【54】学長のリーダーシップによる大学運営を支援するため、本部の統括的機能の中核として、役員会直轄の「企画室」(平成29年度に設置)が全学の教育研究活動、国際連携・社会連携活動及び組織運営に関する企画・立案を行う。また、教育活動を促進する機能として、「教育開発センター」(平成29年度に設置)が全学教育事業の実施・支援を行う。

- ・【54-1】第4期中期目標期間における「SOKENDAI 将来構想」の策定・実現に向けた活動を行うとともに、IR活動の充実化や業務効率化等に関する企画・立案を通じて大学運営の支援を行う。(中期計画【17】【42-1】と関連して実施)
- ・【54-2】教育開発センターにおいて、引き続き、全学教育事業の実施及び支援、学生の活動支援、教育活動・教育事業の自己点検・評価の支援等を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【55】教育研究事業の見直しに併せて事務組織の編成を不断に見直すとともに、ICT(情報通信技術)の活用により事務の効率化・合理化を実施する。

- ・【55-1】情報システムの機能の向上と効率化を図るため、ICT基盤整備のマスタープランに基づき、情報システムの改善・更新を実施する。
また、利便性の高いクラウド型サービスを導入し、現行システムとの連携を行うなど、機能の向上と効率化を図る。(【30】の再掲)
- ・【55-2】令和2年度まで運用していたウェブシラバスシステムに代わり、学務システムにシラバス編集・閲覧機能を組み込むなど、履修・成績・学生アンケート等を一元的に管理する学務システムの機能拡張を行い、学生・教員のさらなる利便性向上を図る。(【14】の再掲)

【56】大学本部と基盤機関の事務の円滑化を進めるため、大学本部と基盤機関事務職員との研修、情報交換及び人事交流等を実施する。

- ・【56】本部事務職員と基盤機関の大学院担当事務職員による意見交換会を開催し、SDを含む研修などを実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【57】大学の知的財産や人材を活用して外部資金を獲得するため、全学的な知的財産の体制を平成28年度に整備し平成29年度に強化する。

- ・【57】本計画は、次項【58】と併合して実施する。

【58】外部教育研究資金獲得に向け、専攻の教育研究や先導科学研究科における「先導科学共働プログラム」による共同研究プロジェクトの成果に基づく取組を行う。

- ・【58】先導科学共働プログラムの萌芽的共同研究等を通して、科学研究費助成事業や民間企業等からの研究資金の獲得に向けた取組を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【59】予算編成において戦略的な方針の策定及び査定を行うとともに、セグメント管理等きめ細かな経費の執行管理を的確に予算へ反映させる。

- ・【59】第4期中期目標期間に向け、学内の優先課題に対応した予算編成を行うとともに、各部局に対して定期的に予算執行見込額を照会し、各経費の所要額に応じた柔軟な予算組替を実施することで、適切かつきめ細かな予算執行管理を行う。また、執行実績を次年度の予算編成に反映させる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【60】 マスタープランに基づいた資産の適切な管理体制を構築するとともに、余裕金に関しては、安全な金融機関において管理する。

- ・【60-1】財務・マネジメント委員会において、PDCA サイクルに基づく、施設・設備の自己点検・評価のもと、葉山キャンパス整備年次計画を更新する。年次計画に基づき、施設・設備の改修等による維持保全を図ることにより、施設・設備の有効活用を推進する。
- ・【60-2】役員会において策定する運用方針に基づき、余剰金を適切に運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【61】基盤機関との関係に基づく、国立大学法人評価、大学機関別認証評価を平成31年度までに、本部各部局の外部評価を大学機関別認証評価実施前年度までに、機関情報の集約状況も踏まえ実施する。

- ・【61】大学機関別認証評価と国立大学法人評価（第3期中期目標期間4年目終了時評価）の結果を踏まえて、必要な改善を図る。

【62】教育研究の質を維持向上させるため、機構等法人と関係を協議しつつ、大学院教育研究に適合したIR（機関情報分析）評価指標を構築し、教員活動評価、学生生活動評価に適用する。このため、平成28年度中に体制整備を行い、平成29年度以降調査・分析を行い、平成30年度から教員活動評価、学生生活動評価を段階的に実施する。

- ・【62】これまでの自己点検や大学機関別認証評価及び国立大学法人評価の結果を踏まえ、

必要な改善を図るとともに、その改善状況のモニタリングを継続的に実施する。また、大学院教育及び修了生追跡調査に関する統合データベースを活用し、教育研究の評価・分析のための IR 活動を実施する。（【33】と関連して実施）

【63】中期目標・中期計画の達成状況を適正に点検・評価し、個々の計画を効率的に実行するため、全学的な IR 機能強化を促進する教育研究情報データベースを新たに構築する。このため、平成 28 年度に検討及び準備に着手し、平成 32 年度までに運用を開始する。

・【63】本計画は前項【62】と併合して実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【64】学生及び教員の教育研究内容や成果を大学ホームページをはじめとする各種媒体、「大学ポートレート」により情報発信を行う。

・【64】より閲覧性の高いデザインとなるよう、ホームページを随時見直し、改善していく。また、SNS 等様々なメディアを活用し、情報の積極的な公開を進める。さらに、本学の活動がより社会へ伝わるよう、ウェブサイトのコンテンツの充実を図る。

【65】基盤機関の広報担当部署と定期的な会合を通じ基盤機関と連携して広報活動を展開する体制を構築するとともに、大学本部の広報体制を見直す。

・【65】基盤機関と連携した広報活動を実施する。（【64】と併合して実施）

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【66】マスタープランを毎年度見直すことにより、既存施設・設備を活かした施設整備を行う。

・【66】財務・マネジメント委員会が主体となり、施設・設備等に関するマスタープラン（葉山キャンパス整備年次計画）及び「インフラ長寿命化計画」に基づき、今後老朽化が進行する既存施設・設備の長寿命化を目的に、耐久性・機能向上を図るため計画的な施設・設備の整備を推進する。

【67】省エネルギーや地球温暖化対策等について、基本方針や実施内容等を毎年度策定するなど計画的に実施する。

・【67】省エネルギー及び地球温暖化対策に加え、換気等を含む新型コロナウイルス感染症対策も考慮し、大学の基本方針、具体的取組内容を策定し、関係部局内に周知を行い推進を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【68】基盤機関とともに安全を優先する安全文化を醸成する。安全衛生管理のための研修を定期的実施するとともに、基盤機関を含め定期的な点検を実施し、得られた結

果を共有する。

- ・【68-1】 大学共同利用機関等を基盤とする専攻においては、当該基盤機関における安全衛生管理のための研修及び点検をもって安全教育・安全管理を行う。
- ・【68-2】 先導科学研究科の教職員及び学生に対する安全管理のための研修を行うほか、法令で規制されている研究資材の適切な管理及び定期的な点検等を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【69】 研究における不正行為・研究費の不正使用を防止するため、倫理教育の定期的実施等の不正防止措置を講ずるとともに、管理責任体制による定期的な点検を行う。

- ・【69】 研究費等の不正使用防止計画を更新し、当該計画に基づく取組を実施するほか、教職員や学生に対し、研究倫理教育を実施する。また、会計検査院が開催する決算検査報告説明会に出席し、学内へ検査報告事項の周知徹底を行うほか、研究費使用ハンドブックを全教職員に配付することで、研究費不正使用にかかる意識向上を図る。

【70】 個人情報の保護を進めるため、学内への関連情報の周知を定期的に行うとともに、定期的な点検を行う。

- ・【70】 個人情報保護規程に基づき、個人情報保護に係る教育研修の実施及び保有個人情報の管理状況の定期的な点検を行う。

【71】 経理の適正化に向け、本学の随意契約公表基準に基づく全ての随意契約に係る情報を公開する等の取組を実施する。

- ・【71】 本学の随意契約公表基準に基づく全ての随意契約に係る情報を大学ホームページ等により公開する。

【72】 クラウドシステム、遠隔会議・講義システム、学術連携・共同教育支援システムなどの ICT を利活用し、大学における教育・研究情報の共有や基盤機関との関係を促進する。情報セキュリティポリシー及び関連規程の整備・見直しを行い、高い情報セキュリティを維持した ICT 基盤の運用を行う。

- ・【72】 サイバーセキュリティ対策等基本計画に基づき、他機関との連携・協力による実効性のあるインシデント対応体制の整備やサイバーセキュリティの教育、情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査を実施する。
また、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、オンライン授業等のリモート教育に関して、各専攻等の要望に基づき、Web 会議システムにかかるライセンスの必要数を確保する。

【73】 リスク管理体制の検証を行うとともに、リスク事象に速やかに対処できるように平常時からの定期的な訓練等を実施する。

- ・【73-1】 危機管理委員会を年 1 回以上開催して災害や事故等が発生した場合の対応や体制を検証・確認し、併せて必要に応じて危機管理マニュアルの改訂等を行う。また、

安否確認システムを使用した安否確認の訓練を年に1回以上実施する。

- ・【73-2】新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続する状況を踏まえ、学内における感染対策を考慮した消防訓練の在り方を検討の上、実施する。
また、教職員を対象とする救命講習を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 445,960 千円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
小規模改修	総額 9	(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (9)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

- ① 計画的な採用を行いつつ、職務の特性に応じて、有期契約職員を活用する。
- ② 関係機関との間で人事交流を行い、多様な人材を確保する。
- ③ 職員の能力の向上を図るため、研修事業の活用を図る。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 55人

また、任期付職員数の見込みを27人とする。

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 699百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 7 2 3
施設整備費補助金	0
補助金等収入	2 1
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	9
自己収入	2 2 7
授業料、入学金及び検定料収入	2 2 4
財産処分収入	0
雑収入	3
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6 2
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	7 6
出資金	0
計	2, 1 1 8
支出	
業務費	2, 0 2 6
教育研究経費	2, 0 2 6
施設整備費	9
補助金等	2 1
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6 2
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	2, 1 1 8

[人件費の見積り]

期間中総額699百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	2,078
業務費	1,889
教育研究経費	1,160
受託研究費等	30
役員人件費	67
教員人件費	224
職員人件費	408
一般管理費	131
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	58
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	2,078
運営費交付金収益	1,683
授業料収益	234
入学金収益	28
検定料収益	6
受託研究等収益	30
補助金等収益	4
寄附金収益	10
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	25
資産見返運営費交付金等戻入	40
資産見返補助金等戻入	3
資産見返寄附金戻入	15
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 1 4 0
業務活動による支出	1, 9 7 5
投資活動による支出	1 4 3
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2 2
資金収入	2, 1 4 0
業務活動による収入	2, 0 3 3
運営費交付金による収入	1, 7 2 3
授業料、入学金及び検定料による収入	2 2 4
受託研究等収入	3 0
補助金等収入	2 1
寄附金収入	1 0
その他の収入	2 5
投資活動による収入	9
施設費による収入	9
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	9 8

(別表) 研究科の専攻の収容定員及び専攻を置く基盤機関

研究科	専攻	収容定員	専攻を置く基盤機関
文化科学研究科	地域文化学専攻(博士課程)	9人	国立民族学博物館
	比較文化学専攻(博士課程)	9人	国立民族学博物館
	国際日本研究専攻(博士課程)	9人	国際日本文化研究センター
	日本歴史研究専攻(博士課程)	9人	国立歴史民俗博物館
	日本文学研究専攻(博士課程)	9人	国文学研究資料館
物理科学研究科	構造分子科学専攻(博士課程)	19人	分子科学研究所
	機能分子科学専攻(博士課程)	19人	分子科学研究所
	天文学専攻(博士課程)	19人	国立天文台
	核融合科学専攻(博士課程)	19人	核融合科学研究所
	宇宙科学専攻(博士課程)	19人	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所
高エネルギー加速器科学研究科	加速器科学専攻(博士課程)	10人	加速器研究施設 共通基盤研究施設
	物質構造科学専攻(博士課程)	15人	物質構造科学研究所
	素粒子原子核専攻(博士課程)	20人	素粒子原子核研究所
複合科学研究科	統計科学専攻(博士課程)	19人	統計数理研究所
	極域科学専攻(博士課程)	13人	国立極地研究所
	情報学専攻(博士課程)	38人	国立情報学研究所
生命科学研究所	遺伝学専攻(博士課程)	33人	国立遺伝学研究所
	基礎生物学専攻(博士課程)	33人	基礎生物学研究所
	生理学専攻(博士課程)	33人	生理学研究所
先導科学研究科	生命共生体進化学専攻(博士課程)	28人	上記18基盤機関との緊密な関係及び協力の下に教育研究を行う。